

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です
【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)
FAX 044-739-8737
E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp
HP <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。
配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

[事業案内チラシはこちらをクリック](#)

【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたら、ご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話・FAX 番号又は E-mail アドレスにご連絡ください



! TOPICS ! 「地域における公益的な取組」は、積極的に現況報告書に記載してください

社会福祉法人は毎会計年度終了後3か月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した「現況報告書」を所轄庁に届け出る必要があります。現況報告書には社会福祉法人が行う地域貢献の活動を記載する「地域における公益的な取組」の欄があり、地域に根差した活動に取り組んでいる事項を記載し、対外的に示すことで、法人の社会的評価につながりますので積極的に発信していきましょう。

川崎市社協で展開している「地域生活支援 SOSかわさき事業(以下「SOS事業」)」は、会員法人・施設と連携して取り組んでおり、参画することにより「地域における公益的な取組」として現況報告書に記載することができます。

令和6年度「SOS事業」の取組

様々な分野・領域の施設同士の関係づくりを行うことを目的とした「ネットワーク会議」を下記のとおり開催しました。(川崎区・麻生区は令和6年度は開催していません。)

● 幸区

会員施設同士で地域課題や地域貢献状況について情報交換

● 中原区

地区社協と会員施設とで地域課題やニーズについて情報交換

● 高津区

地区社協と区内施設とで地域課題やニーズについて情報交換

● 宮前区

民生委員と施設とで地域課題の情報交換や事例検討

● 多摩区

地区社協と社福施設とで地域課題やニーズに対し何ができるかを協議

「SOS事業」のネットワーク会議は、次年度、全区で開催を予定しています。是非ご参加ください。

地域とのつながりづくりに！

分野・領域を超えて協力し合える関係づくりに！



地域の様々な課題把握に！

地域に根差した施設づくりに！

全国社協では、社会福祉法人・福祉施設の「地域における公益的な取組」の発信率100%を目指しています。報告書への記載方法等についてまとまっていますのでご活用ください。▶ [案内パンフレット](#)

研修会報告

社会福祉法人会計研修【決算編】を開催しました

2月17日(月)、(株)福祉総研代表取締役である松本和也氏を講師に迎え、社福法人会計研修を開催しました。33名(14法人)の参加を得て、“実務に沿った内容を教えていただいた”、“練習問題もあり学びが深まる”、“わかりやすく解説いただき理解がすすんだ”等好評をいただきました。

来年度も皆さまのお役に立つ研修会を開催していきますので、是非ご参加お待ちしております！



相談担当専門家
松本先生の

あるある相談コーナー【第 44 回】



有形固定資産と無形固定資産の減価償却との違い

今年も決算の時期が近づいてきました。皆さんが福祉医療機構のサイトで公開する決算書は、私のような外部の者が社会福祉法人の分析や検証を行う際にも、とても重要な役割を果たす資料です。しかし決算書を拝見したとき、誤りと思われる記載が少なからず見られることも事実です。そこで今回は、主に決算における無形固定資産の減価償却の処理について、よく見られる誤り等についてご紹介しようと思います。

減価償却の処理そのものは毎年行っている処理なので、よくご存知の方も多いと思いますが、基本的な考え方を確認したい方は、第 35 回「[減価償却の機能 \(1\)](#)」をご参照ください。

(1) 無形固定資産の減価償却

会計ソフトや給与計算ソフトなどのソフトウェアのような、物理的形態を有さない無形固定資産の減価償却には、建物や物品のような有形固定資産の減価償却処理と異なる点があります。中でも比較的高い頻度で見られるのが、B/Sに「ソフトウェア 1円」と表記されているケースです。この点について、会計基準には右のように記載されています。

有形固定資産の減価償却では残存価額をゼロ(平成 19 年 4 月以降取得のもの)としたうえで、備忘価額を「1円」としますが、無形固定資産はそもそも残存価額をゼロとするので、備忘価額も存在しません。そのためB/Sに「1円」と表示されることはありません。

また有形固定資産の減価償却には定額法または定率法のいずれかを選択して適用しますが、無形固定資産には必ず定額法を適用します。

※下線は松本。以下同じ。

【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項】

17 減価償却について

(2) 残存価額

ウ 無形固定資産

無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い】

16 減価償却について

(2) 減価償却の方法

減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。

また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。

(2) 直接法と間接法

減価償却の仕訳には「直接法」と「間接法」の 2 つの方法があり、法人が選択して採用します。例えば取得価額 100 万円の車輛運搬具に対して今年度決算で 20 万円分の減価償却を行い、その結果減価償却累計額が 60 万円になった場合には、次のように処理します。

直接法

(借方) 減価償却費 20 万円 / (貸方) 車輛運搬具 20 万円
B/S

(流動資産)		(流動負債)	
		(固定負債)	
(固定資産)		(純資産)	
車輛運搬具	400,000		

【計算書類に対する注記】

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位: 円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,000,000	600,000	400,000
.....			
合計			

間接法

(借方) 減価償却費 20 万円 / (貸方) 減価償却累計額 20 万円
B/S

(流動資産)		(流動負債)	
		(固定負債)	
(固定資産)		(純資産)	
車輛運搬具	1,000,000		
減価償却累計額	△600,000		

【計算書類に対する注記】

記載不要

※ 注記項目を削除

直接法を選択した場合には、借方を減価償却費、貸方を該当する固定資産の勘定科目として仕訳し、B/Sには償却後の額が表示されます。この場合はB/Sから取得価額と減価償却累計額が把握できないため、上の左のように「計算書類に対する注記」を記載する必要があります。

間接法では貸方を「減価償却累計額」として仕訳をするため、固定資産が直接減額されません。そのためB/Sでも当該固定資産の取得価額が表示されたままになり、貸方の減価償却累計額を借方にマイナス表示することで、取得価額と減価償却累計額が表示されることとなります。この場合にはB/Sから必要な情報を把握することができるため、「計算書類に対する注記」を記載する必要がなく、「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の項目そのものを削除します。

このように減価償却費の処理は法人が選択することができます。しかし無形固定資産には「直接法」しか採用することができないことに注意が必要です。

なお令和5年度決算でも、「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の注記項目が「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」と記載され、無形固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高が記載されている法人が見られます。しかしこの注記項目は、平成30年3月20日の改正によって、有形固定資産に限る旨の修正が行われていますので、ご自身の法人様の記載もご確認してみてください。

[…Fin…]

【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い】

16 減価償却について

(3) 減価償却累計額の表示

有形固定資産（有形リース資産を含む。）に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法（以下「直接法」という。）又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法（以下「間接法」という。）のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。

無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。

連載記事執筆

相談担当の専門家

松本 和也氏



過去の連載記事は、[川崎市社協HP](#)に掲載しています！

松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営にかかわるすべてのサポートを行う株式会社 福祉総研の代表取締役・上席研究員。

川崎市社協 公式 SNS



川崎市社会福祉協議会
565orlzl



Share Smile かわさき
@ShareSmile_kwsk



川崎市社会福祉協議会
@kawasaki_shakyo



川崎市社会福祉協議会



「ksk-info 第52号」を最後までお読みいただきましてありがとうございます。

寒さが少しずつ和らぎ、春の息吹を感じる季節です。新しい季節の始まりに、心躍る気持ちとともに、これからの一年に期待が膨らむ時期でもありますね。皆さま新年度は何かとご多忙かと存じますが、体調を崩されませんようにご留意ください。暖かな春の風が皆様にも幸多き日々をもたらしますように。

次号は令和7年6月に発行予定です。どうぞお楽しみに！！

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 総務部企画調整室 経営改善支援事業 担当

電話:044-739-8722(相談専用) FAX: 044-739-8737 E-mail:keisoudan@csw-kawasaki.or.jp